

## 新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針（第1弾）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。東京都は5月6日までとして緊急事態措置を行っておりますが、市民生活への深刻な影響とその長期化が懸念されます。

市では、「新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針」に基づき、市議会の皆様のご理解を得ながら適切な予算措置を講じて、「いのちを守る」、「くらしを守る」、「地域を守る」取組を進め、そのために「市民サービスの基盤を守る」取組を進めてまいります。

### 1 いのちを守る

感染症を予防し、医療体制を確保するとともに、市民の皆様の安心に向けた情報提供を行います。

- (1) 発熱外来・PCR検査センターの整備
- (2) 医療機関や福祉施設におけるマスク等の調達支援
- (3) 集団健診の個別健診化
- (4) 施設の休館継続とイベントの延期・中止
- (5) 市内公園における感染防止
- (6) 各種手続きの郵送対応、各種相談の電話対応の推進
- (7) 東京都知事選挙における感染症予防対策
- (8) わかりやすくスピーディな情報提供

### 2 くらしを守る

感染症拡大の影響が市民のくらしに与える影響を抑えて、セーフティネットを強化する取組を迅速に進めます。

- (1) 特別定額給付金（仮称）の迅速な支給
- (2) 子育て世帯臨時特別給付金の迅速な支給
- (3) 保育施設及び学童保育所での保育の確保
- (4) 市立小中学校における学習課題の送付やインターネット等を活用した家庭学習の支援
- (5) 児童・生徒の心のケアの充実

- (6) 生活困窮者への住宅確保給付金の要件緩和
- (7) DV、児童及び高齢者等への虐待防止のための相談窓口の充実
- (8) 市税、国民健康保険税や下水道使用料等の支払い猶予及び減免
- (9) 国民健康保険における傷病手当金の支給

### 3 地域を守る

地域を支える市内事業者や市と協働事業を行う事業者に対して、経営継続に向けた支援を行います。

- (1) 融資相談専用窓口の開設
- (2) 市内事業者の資金繰りの支援
- (3) 地域のニーズを踏まえた飲食店への支援
- (4) 障がい者、高齢者、子育て支援等の協働事業者へ支援

### 4 市民サービスの基盤を守る

市民サービスを継続して提供するため、その基盤となる業務継続体制を確保し、国や東京都の支援策を活用します。

- (1) 業務継続体制の確保
- (2) 市職員及び窓口等における感染防止
- (3) 国や東京都の支援策の活用

事 務 連 絡

令和 2 年 5 月 日

(宛先) 管理職者

小金井市新型インフルエンザ等対策本部

本部長 西岡 真一郎

(公印省略)

新型コロナウイルスに関する対応について (通知)

標記の件について、令和 2 年 4 月 9 日に事務連絡で通知しているところですが、令和 2 年 5 月 4 日に緊急事態宣言が 5 月 31 日まで延長され、令和 2 年 5 月 8 日に厚生労働省が新たな「相談・受診の目安」を公表したことに伴い、下記のとおり変更しますのでご対応方よろしくお願いいたします。

記

1 留意点について

(1) 健康管理等

ウ 所属長は日常的に職員の健康状況を把握するとともに、職員間でも互いに注意すること

特に、発熱等の風邪症状が見られる場合、速やかに所属長に相談することとし、無理な出勤は避けること

(主な症状等)

- ① 風邪の症状や発熱が見られる場合
- ② 強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある場合
- ③ その他、体調に変化がある場合

2 その他

別紙のとおり、厚生労働省から相談・受診の目安が示されましたので、ご参照ください。

3 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会

総務部職員課人事研修係 (内線 2503)

総務部職員課労働安全衛生担当 (内線 2507)

教育委員会

学校教育部庶務課庶務係 (内線 3804)

## 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

### 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

### 2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

### 3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

令和2年5月12日  
地域安全課

## 緊急事態宣言発令に係る防災行政無線等の活用について

現在、放送されている防災行政無線について、下記のとおり、一部放送内容を変更いたしますので、お知らせします。

### 1 防災行政無線

#### (1) 放送日程

令和2年5月13日(水) 午前10時30分から、以降、毎日定時

※ ふれあいメロディは、一時休止(非常事態宣言解除後、通常放送予定)

#### (2) 放送内容

(防災こがねい 防災こがねい)

緊急事態宣言が 引き続き発令中です。

不要不急の 外出は お控えください。

大切な命を守るため 市民の皆様のご協力を お願いします。

### 2 その他

市ホームページ、ココパトによる市内巡回広報、安全・安心メール、ツイッター、Yahoo! 防災速報、Jcomにて情報を発信

問い合わせ先

地域安全課 宮奈・原嶋・穂山

電話 042-387-9807

特別定額給付金に関するお知らせ



# 給付金の サギに注意!!

(詐欺)

**絶対に教えない! 渡さない!**

- 暗証番号
- 口座番号
- 通帳
- キャッシュカード
- マイナンバー

市区町村や総務省などが以下を行うことは  
絶対にありません

現金自動預払機 (ATM) の操作をお願いすること

受給にあたり、手数料の振込みを求めること

メールを送り、URL をクリックして申請手続きを  
求めること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン 188  
(局番なしの3桁)

新型コロナウイルス給付金関連  
消費者ホットライン

0120-213-188

お住まいの市区町村


お近くの警察署

警察相談  
専用電話 #9110




総務省 給付金

🔍 検索

 総務省  
Ministry of Internal Affairs and Communications

 消費者庁  
Consumer Affairs Agency

 警察庁  
National Police Agency

令和2年5月

令和2年5月12日  
自立生活支援課

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る  
フェイスシールド配布対応状況について

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、市内の事業者からのフェイスシールドの寄贈を受けたことがHPに掲載されるとともに、内部情報端末の「お知らせ」上に、健康課からのフェイスシールドの活用要望調査が掲載されたことに伴い、自立生活支援課においては、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、手話通訳者や聴覚障害者が口形を見て確認できるフェイスシールドを活用する方策を図るために、5月1日付をもって、健康課宛てに10枚程度の配布依頼を行ったところである。

5月7日付けをもって、障害者のある方を始めとした新型コロナウイルス感染症の対応策の一つとして、市長からの自立生活支援課における対応の指示を受けた中、翌日5月8日をもって、小金井市聴覚障害者協会と小金井市登録手話通訳者連絡会の連名で、「市民の声」での要望があったと同時に、自立生活支援課の窓口においても同様の趣旨の要望を受け、小金井市登録手話通訳者連絡会の代表宛てには、「5月1日付けをもって、健康課宛てに配布依頼を行っているところであり、少なくとも、10枚程度の配布は行える見通しである」ことを説明したところである。

5月11日、健康課での配布要望調査が15日までの期間となっていたため、これよりも早く配布が可能かどうか確認をしたところ、同日付をもって先行配布を受けることができたため、本日中に、小金井市登録手話通訳者連絡会代表宛てに、健康課より配布を受けた分のフェイスシールドの提供を行えるようになった旨の連絡を行う予定である。

なお、「市民の声」への対応については、広報秘書課から回答依頼が来ているところ、上記の提供が行えることになったことを、電話若しくはメールでの連絡を行うことによって、広報秘書課にその旨を報告する対応を行うこととしたい。

令和2年4月

	5/1(金)			5/2(土)			5/7(木)			5/8(金)			5/9(日)			5/11(月)			5/12(火)						
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C				
	11:31前 私学等	11:31学校 一学期	11:31以降 学校等入	11:31前 私学等	11:31学校 一学期	11:31以降 学校等入	11:31前 私学等	11:31学校 一学期	11:31以降 学校等入	11:31前 私学等	11:31学校 一学期	11:31以降 学校等入	11:31前 私学等	11:31学校 一学期	11:31以降 学校等入	11:31前 私学等	11:31学校 一学期	11:31以降 学校等入	11:31前 私学等	11:31学校 一学期	11:31以降 学校等入				
在籍児童数																									
たまむし1			9						12						9						3			15	
たまむし2			7						7						7						0			5	
たまむし3			9						10						8						2			5	
あかね1	152	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	5	0	0	23	
あかね2			9						10						10						0			8	
あかね3			9						9						9						1			6	
あかね4			27	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	2	0	0	22	
あかね5			4						10						4						0			4	
あかね6			6						6						6						1			6	
あかね7			10						16						12						0			10	
あかね8	217	0	0	0	0	0	0	0	43	0	0	0	0	0	43	0	0	0	0	0	3	0	0	32	
ほんちよう1			8						12						12									9	
ほんちよう2	103	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
さくらなみ1			12						9						10									12	
さくらなみ2			6						8						9									9	
さわらび1	137	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	21	
さわらび2			7						8						8						1			9	
たけとんぼ1	111	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
たけとんぼ2			6						5						6									3	
まえはら1	104	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
まえはら2			11						7						17						3			12	
みどり1	130	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
みどり2			21						20						21						0			16	
みなみ1	127	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
みなみ2			6						10						8						0			6	
みどり3	100	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
全所 合計	1,191	0	0	0	0	0	0	0	215	0	0	0	0	218	0	0	0	0	16	0	0	0	173	0	0

15.4%

1.5%

18.1%

18.3%

1.3%

14.5%



小金井市長 西岡 真一郎 様

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

2020年5月11日

小金井市議会 緑・つながる小金井 坂井えつ子

坂井えつ子とつながる小金井の会

緊急事態宣言が延長された中、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策にあたっている市職員、関連機関の皆さんのご尽力に感謝します。引き続き聴取しているハガキやWEB等による市民の意見や、他自治体の事例から、4月29日の要望書に加え、5点要望します。ご検討のほどよろしく願います。

1 インターネットに依らない情報発信を強化すること 【参考2-1】 参照

インターネットの活用が困難な方がいるなか、市報は重要な情報源です。他自治体の市報を研究し、10万円給付の詳細も含めて、相談窓口や貸付・給付・減免等の支援策を周知することを求めます。広報掲示板の活用もご検討ください。

2 児童・生徒ひとり一人へのフォローを

学校が臨時休校になってからのおよそ2ヶ月間、学校からのフォローが登校日のみ、もしくは週1回程度のメール連絡で課題が知らされるなど、十分でないと感じている方がいます。休校延長にコミュニケーション不足と、ストレスを抱えているところに、先週末から各校で配布され始めた“時間割”への批判や戸惑いの声が出ています。

日頃から、児童・生徒及び保護者とのコミュニケーションが取れる体制を構築し、ひとり一人へのフォローを、とりわけ困りごとを抱える児童・生徒や保護者へのきめ細やかなサポートを求めます。

3. “保育園の臨時休園”の明確化を求めます。困難な場合は理由をご回答ください

小金井市は、4月10日および28日の「保育の提供の縮小について」において、保護者の皆様に登園自粛を強く要請しています。他方、23日の事業者向けの要請文書やHPで、「他自治体における臨時休園の対応と変わらないもの」としました。

表現の違いによって混乱が生じていますので、改めて、「臨時休園」とし、「保護者が社会生活の維持に関する業務に従事している場合や家庭での保育が特に困難な場合に、保育を実施する」と明確化することを求めます。困難な場合は、その理由をご説明ください。保護者や保育従事者からも、“原則休園”と明確にしない理由を知りたいという声が寄せられています。HP等で、市民に説明いただければ、当方への個別の返答は不要です。

#### 4 図書館業務の再開 【参考2-2】参照

図書館再開を望むご意見が増えています。図書館が完全休館となった理由の説明も不十分ですので、市民への説明を求めます。

東京都が公表している感染率は、ピーク時 30%程度でしたが、直近では7%程度です。「本は生活必需品」として、感染拡大予防策を講じ、営業を再開している民間書店も増えています。

まずは、予約本の貸出を小金井市民対象に再開する、相互利用は近隣市の動向も見ながら再開する等、ご検討ください。

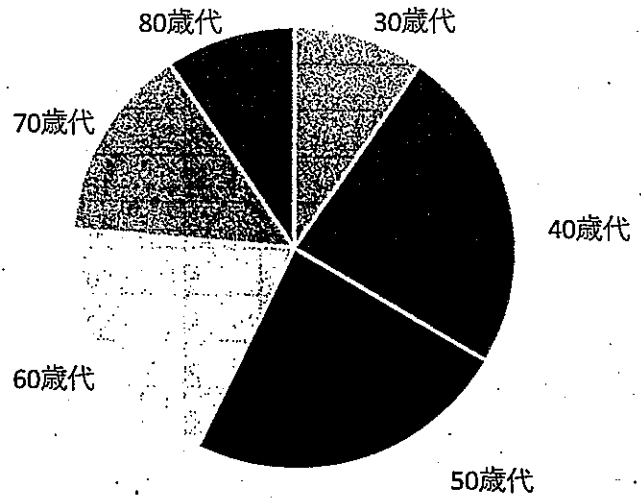
#### 5 早急に小金井独自政策の予算化を

「小金井市緊急対応方針」に関連する取り組み等、小金井独自の支援策を、早急に予算化し、臨時会での議決を経ること

以上

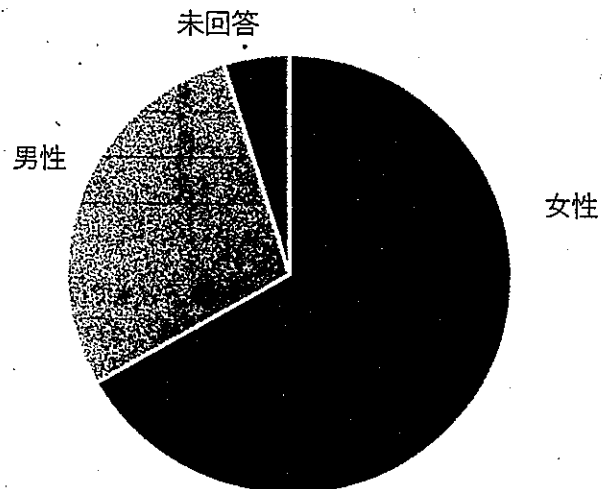
### 1 年代

年代	合計	%
20歳代	3	6
30歳代	9	18
40歳代	7	14
50歳代	13	26
60歳代	7	14
70歳代	7	14
80歳代	4	8



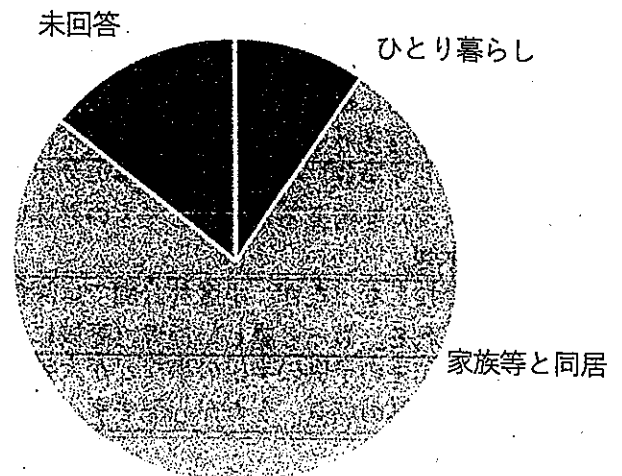
### 2 性別

性別	合計	%
女性	34	68
男性	13	26
未回答	3	6



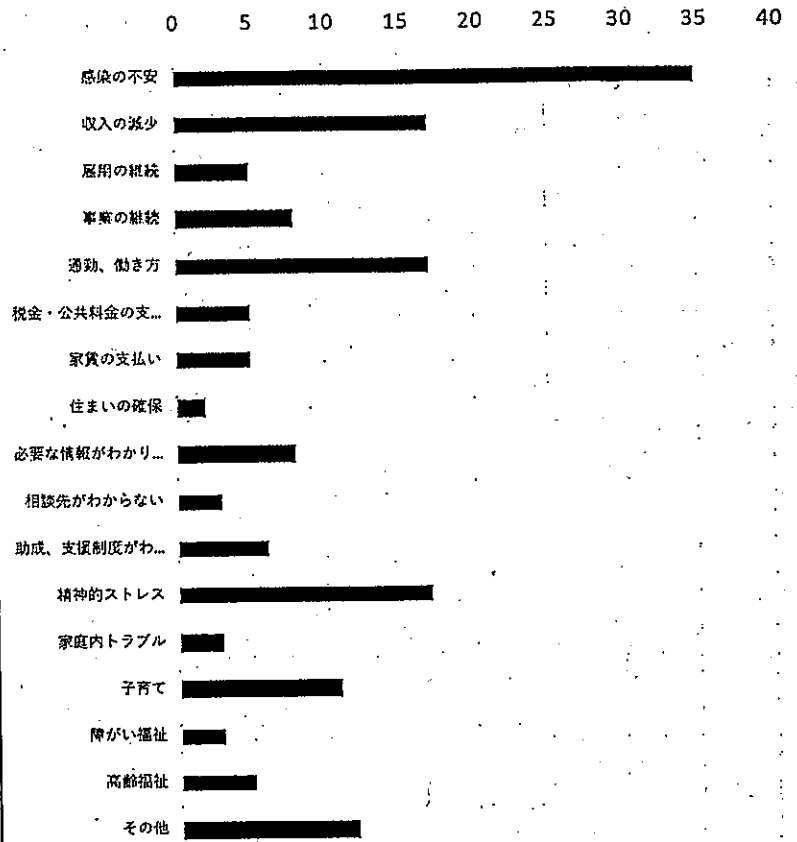
### 3 暮らし方

暮らし方	合計	%
ひとり暮らし	8	16
家族等と同居	38	76
未回答	4	8



#### 4 不安やお困りごと（複数回答）

不安やお困りごと	合計	%
感染の不安	35	70
収入の減少	17	34
雇用の継続	5	10
事業の継続	8	16
通勤、働き方	17	34
税金・公共料金の支払い	5	10
家賃の支払い	5	10
住まいの確保	2	4
必要な情報がわかりにくい	8	16
相談先がわからない	3	6
助成、支援制度がわかりにくい	6	12
精神的ストレス	17	34
家庭内トラブル	3	6
子育て	11	22
障がい福祉	3	6
高齢福祉	5	10
その他	12	24



その他(4月30日～5月6日集計分)

●運動不足による体調不良●教育●子どもの学び、学校生活、検査まで時間がかかること、体制●他県に住む親族のこと●いつまで続くのか不安。コロナの症状が出た場合の相談先がわからない●食料品や日用品・衛生用品の売り切れ（家庭に必要な分の確保）、運動不足や日光浴不足による健康問題、学校教育、乳幼児健診等の市の保健事業がどうなるか

#### 5 自由記述欄(4月30日～5月6日集計分)

1	市内事業者からの声として「売上げが大幅に落ちている」との声が寄せられています。実態を早急に調査の上、財政等の支援を市は行なって下さい。
2	小学2年生の子供がいるのですが、私は日中働いているので、勉強を教えることがなかなか難しいです。この状況がいつまで続くのかわからないので、早くオンライン授業の整備をお願いしたいです。
3	親族□□は知的障がい者です。親族△△も同じく障がい者で市内のグループホームで生活してきましたが、高齢になり、老人ホームを探しています。親族△△は市内の老人ホームに入居することができ、そこから作業所に通っていますが、親族□□の方はまだ行き先が見つかりません。介護保険サービスと障害者総合支援法サービスの連携もいまだに悪く、その間で困っています。
4	他県に暮らす老親に会いたい。家事のサポートをしたいが、感染リスク（自分が行くことでウィルスを運ぶリスク）を考えるとどうしたものか迷いがある。感染の有無、症状がないことでも安心できないことへの不安。
5	学校が休校となったが、小金井公園では高校生の部活動（先生も）で、集団で活動していて感染の危険が感じられる。もっと厳しい指導（高校に対する）が必要。公園パトロール指導etc
6	・高校3年生の子供の学校の事などが大学入学考査も含めて、気がかりです。 ・コロナ以外の病気、ケガが心配です。

7	<p>市へ。・図書館が予約本の貸し出しまでストップした理由を明確にして欲しい。</p> <p>国へ・NPO法人が休業補償の対象にならない理由は何なのか？納税の義務は果たしており、何より補償金は納めた税金から賄われるはず。・歯科を含めた医療関係者、福祉に携わる方、食に携わる方（スーパーのレジ、店員、配食、給食調理）、保育に携わる方は、症状がなくてもPCR検査を受けられる体制に。・学校再開前には、教育関係者も症状の有無にかかわらずPCR検査を義務化、定期検査の実施を望みます。</p>
8	<p>コロナになり生活も不安だし、在宅率高く、隣の住人と前から仲良くない、朝からばんまで居るとストレスで頭がおかしくなるし、このまま公きょうしせつがしまりつづけてるとどうにもならないですね。仕事も出来なくなりどうすることも出来ない。夏が近くなり図書館などで涼んでる人達もどうするのかね。スーパーも行くところどころで、アクエーモール広場に同じ人がホームレスが居たりとぜんぜん人通り多いです。玉川上水あたりもマラソンさんぼしていてどうして家にいないのでしょうか。もう少し小金井市も考えていかないとね。小金井市長は、昼食買いに外歩いてましたよ。市役所の近くでも外出しない方が見本になる。市長は何にしないのお金たくさんもらって。</p>
9	<p>・日本の医療体制。設備（緊急時）、医療関係者（医、介、看護施設労働者）の防護服等不足、働く人の人権なし、何のための税金なのか、税金は有効に使い、命を守って欲しい</p> <p>・災害（地震・台風・大雨）ウィルス等の被害に備えるため、医療調査体制づくり</p> <p>・医療予算不足、研究費不足、共感不足、情報不正確、市長は何を判断の基準にしたら良いか。民主主義は個人の責任が問われると思うが、判断する資料に正確さが無い。</p>
10	<p>「あべのマスク」を必要としない人の「あべのマスク」を回収し、必要とする医療関係施設に渡してはどうでしょうか。</p>
11	<p>今、スカスカになっている市の掲示板に小金井市、都、国等のセーフティーネット、給付、相談窓次等（DV,虐待etc）の情報を大きく見やすく張り出してはどうでしょうか？（老人も子どもも見れるぐらい）こども食堂は難しい現状ですが、おにぎりぐらい配れないものでしょうか？小金井市独自の給付・税の免除も必要だと思います。</p>
12	<p>・小金井市が、コロナ感染予防や症状が出た人への対策として何を用意しているのかがよく分かりません（防災無線で放送しているのは存じていますが、）・年配者はネットにアクセスすることが苦手だったりして、ホームページを見ることもなかなか実行しないのでは？</p>
13	<p>子育てが孤育てになりかねない状況です。長引けば長引くほど家庭環境によって格差が拡大していきます。学校以外につながりのない家庭への支援を早急に検討してほしいです。</p>
14	<p>保育園、学童の先生方の安全確保のために本当に必要な人だけだけの対応に留めてあげて欲しい。ツイッターで声を上げている人がいます。それを市長はじめ市や保育課、市議会議員は対応しないんでしょうか。私は小金井市の保育園に預けている立場で、勿論預かってもらえた方が助かります。でも、社員で在宅勤務が可能になり預けません。仕事は全然できません。それでも、今後の保育の事を考えたら今は我慢するべき、させるべきだと思います。医療リライ、スーパーなど預けが必要な人勿論います。それは対応必要ですが、厳しく査定していいと思います。</p>
15	<p>我が家は、第1子が年長、第3子（末子）がまもなく1歳です。市立小学校では、オンライン教育や、人数を絞った校庭開放・電話や短時間面談・短時間家庭訪問（窓から顔を見る等）等密を避けての児童のフォローなどはまだ進んでいないようで、今から学校生活が不安です。また、末子の1歳半健診はどうなるのだろう、という不安があります。市の保健センターからの情報が少なすぎます。</p> <p>4月の最初に、ゆりかごを利用しました。密になりようのない利用者の少なさでした。緊急事態宣言直前の時期、ゆりかごが利用できるのとわかっているだけで、ほっとしていました。（コロナ前からお世話になっています）利用人数の制限、接触するおもちゃを減らして子どもの使いたいものは職員さんに出してもらおう形式にする、子供を遊ばせながら職員さんと少しお話ししたい保護者の方は予約制で来所可にするなど、ゆりかごの段階的な開所があると、ありがたいです。</p> <p>私の子どもの幼稚園は市外の幼稚園で、園から教材を郵送していただいています。他の幼稚園保育園では、どのようなフォローがあるのか、知りたいなと感じています。幼保無償化で、園の月謝の心配をしなくて済むのは助かりますが、税金を使っているなら、末子は、休園中のフォロー体制が整えてやすい風土の園を選びたいと思っています。</p>



## 新型コロナウイルス感染症に関連した 経済的支援策について

個人的生活に関連した支援策

**新たな収入源【補助金・助成金】**  
 ① 生活保護受給者に対する生活保護費の増額  
 ② 子育て世帯に対する子育て支援給付金の増額  
 ③ 高齢者に対する高齢者給付金の増額  
 ④ 障害者に対する障害者給付金の増額  
 ⑤ 子育て世帯に対する子育て支援給付金の増額  
 ⑥ 高齢者に対する高齢者給付金の増額  
 ⑦ 障害者に対する障害者給付金の増額  
 ⑧ 子育て世帯に対する子育て支援給付金の増額  
 ⑨ 高齢者に対する高齢者給付金の増額  
 ⑩ 障害者に対する障害者給付金の増額

**生活保護費の増額**  
 生活保護費の増額について詳しくは、生活保護課までお問い合わせください。  
 生活保護課 電話 042-525-1234

**子育て支援給付金の増額**  
 子育て支援給付金の増額について詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。  
 子育て支援課 電話 042-525-1234

**高齢者給付金の増額**  
 高齢者給付金の増額について詳しくは、高齢者福祉課までお問い合わせください。  
 高齢者福祉課 電話 042-525-1234

**障害者給付金の増額**  
 障害者給付金の増額について詳しくは、障害者福祉課までお問い合わせください。  
 障害者福祉課 電話 042-525-1234

**生活保護費の増額**  
 生活保護費の増額について詳しくは、生活保護課までお問い合わせください。  
 生活保護課 電話 042-525-1234

**子育て支援給付金の増額**  
 子育て支援給付金の増額について詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。  
 子育て支援課 電話 042-525-1234

**高齢者給付金の増額**  
 高齢者給付金の増額について詳しくは、高齢者福祉課までお問い合わせください。  
 高齢者福祉課 電話 042-525-1234

**障害者給付金の増額**  
 障害者給付金の増額について詳しくは、障害者福祉課までお問い合わせください。  
 障害者福祉課 電話 042-525-1234

事業所・商店などの活発に関連した支援策

**貸付利率の優待**  
 貸付利率の優待について詳しくは、貸付課までお問い合わせください。  
 貸付課 電話 042-525-1234

**減税措置**  
 減税措置について詳しくは、税務課までお問い合わせください。  
 税務課 電話 042-525-1234

**補助金の交付**  
 補助金の交付について詳しくは、補助金課までお問い合わせください。  
 補助金課 電話 042-525-1234

**融資の優待**  
 融資の優待について詳しくは、融資課までお問い合わせください。  
 融資課 電話 042-525-1234

お問い合わせ先

総務課 電話 042-525-1234

生活保護課 電話 042-525-1234

子育て支援課 電話 042-525-1234

高齢者福祉課 電話 042-525-1234

障害者福祉課 電話 042-525-1234

貸付課 電話 042-525-1234

税務課 電話 042-525-1234

補助金課 電話 042-525-1234

融資課 電話 042-525-1234

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

**新型コロナウイルス感染症の発生状況**  
 発生状況について詳しくは、保健所までお問い合わせください。  
 保健所 電話 042-525-1234

**検査の申し込み**  
 検査の申し込みについて詳しくは、保健所までお問い合わせください。  
 保健所 電話 042-525-1234

**療養の申し込み**  
 療養の申し込みについて詳しくは、保健所までお問い合わせください。  
 保健所 電話 042-525-1234

**療養の経過観察**  
 療養の経過観察について詳しくは、保健所までお問い合わせください。  
 保健所 電話 042-525-1234

**療養の申し込み**  
 療養の申し込みについて詳しくは、保健所までお問い合わせください。  
 保健所 電話 042-525-1234

**療養の経過観察**  
 療養の経過観察について詳しくは、保健所までお問い合わせください。  
 保健所 電話 042-525-1234

**療養の経過観察**  
 療養の経過観察について詳しくは、保健所までお問い合わせください。  
 保健所 電話 042-525-1234

**療養の経過観察**  
 療養の経過観察について詳しくは、保健所までお問い合わせください。  
 保健所 電話 042-525-1234

お問い合わせ先

保健所 電話 042-525-1234

[http://www.city.musashino.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_001/028/549/020501.pdf](http://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/028/549/020501.pdf)

[https://www.city.tachikawa.lg.jp/koho/shise/koho/kohotachikawa/r2/documents/2020\\_0510\\_08.pdf](https://www.city.tachikawa.lg.jp/koho/shise/koho/kohotachikawa/r2/documents/2020_0510_08.pdf)

26市では、昭島市図書館が5月12日から窓口業務を一部再開。 (<https://www.library.akishima.tokyo.jp>)

### 5月12日(火)10時より窓口業務を一部再開いたします

**【ご利用いただけるサービス】**

- 予約資料の受け取り
- 貸出中資料の返却
- リクエストカードの受け付け

**【受取場所】**

- ◆ 市民図書館(アキシマエンス内)
- ◆ 緑分館
- ◆ 玉川会館
- ★ もくせい号10ステーション

**【利用時間】**

◆ 午前10時～午後5時 ※月曜日は休館となります

★ もくせい号は一部を除き巡回予定表どおり運行いたします

※詳細はこちらをクリックしてください